

令和8年度 家庭相談員募集要項

大島支庁瀬戸内事務所

職務内容	家庭児童福祉の向上に関する業務 ・ 家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務
募集人員	1人
募集対象	<p>以下の条件を満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育、幼児教育、福祉施設のいずれかの経験者 2 普通自動車一種免許 (A T限定可) 3 パソコン (Microsoft Word, Excel 等) 操作可能な方 4 高校卒業程度以上 <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務日数 原則として月12日以内 2 勤務日 月曜日から金曜日までに勤務日を割り振ります。 ※ 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～翌年1月3日には勤務日を割り振りません。 3 勤務時間 午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時まで休憩時間、勤務時間6時間30分） ※ 所定勤務時間を超える勤務は原則としては無 (業務都合により、勤務時間の割振りを変更する可能性や時間外勤務が発生する可能性があります。) 4 休暇 年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）
勤務地	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津36番地 鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所福祉課
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 採用後、原則として1月間は条件付採用期間となります。
報酬支払日	原則として毎月7日（毎月末日締切翌月支払）
報酬等	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本となる報酬 日額：7,900円～8,700円（学歴、職務経験を考慮の上決定） (上記の報酬額には、給料の調整額に相当する報酬を含みます。) 2 加えて支給される報酬 特殊勤務手当に相当する報酬 (福祉業務に従事した日数に応じて、日額640円が支給されます。) 3 期末手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。 (最大で報酬月額の2.525月分(6ヶ月期1.2625月, 12ヶ月期1.2625月)) 4 勤勉手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。 (最大で報酬月額の2.095月分(6ヶ月期1.0475月, 12ヶ月期1.0475月)) 5 通勤にかかる費用弁償 一定の要件を満たす場合に支給されます。

退職金制度	無
加入保険等	災害補償制度の適用あり。
住宅	無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市販の履歴書（写真貼付、学歴及び職歴、志望動機を明記。）により、下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。（応募期間：令和8年2月16日（月）午後5時まで）。 <p>※ 郵送の場合は、令和8年2月16日（月）必着とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書類提出の際は、封筒に「家庭相談員募集担当宛」と記入の上、提出してください。 ・ 書類選考の上、順次、面接日時等を連絡します。 ・ 応募期間にかかわらず、採用者が決定次第、募集を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。 ・ 選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので、あらかじめ御了承ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ いただいた応募に関する個人情報は、本募集・採用に関することにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。 ・ 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。 ・ 原則、敷地内禁煙です。（喫煙は、特定屋外喫煙場所のみ可能です。）

(書類提出先及び問合せ先)

〒894-1506

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津36番地

鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所福祉課

担当：桑原

電話番号：0997-72-0186